

人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会設置要綱（案）

（設置）

第1条 将来の人口減少社会においても、住民サービスの水準を確保できる行政システムを県と市町村を通じて構築すべく、県と市町村の有する行政資源の効果的・効率的な活用策について研究を行うため、人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 研究会は、人口減少社会においても、市町村同士又は県と市町村との連携により、将来にわたって継続的に実施すべき業務を洗い出し、住民サービスの水準を確保するための方策について調査・研究を行う。

（組織）

第3条 研究会に、総会及び作業部会を置く。

（総会）

第4条 総会は、研究方針、市町村同士又は県と市町村との連携が必要となる業務（以下「連携検討業務」という。）の選定について協議を行う。

2 総会は、秋田県及び秋田県内市町村の別表に掲げる職にある者をもって構成する。

3 総会に会長を置き、会長は、秋田県企画振興部次長とする。

4 総会は、会長が招集し、これを総理する。

5 会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

6 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

（作業部会）

第5条 作業部会は、連携検討業務の具体の連携方策について検討を行う。

2 作業部会は、連携検討業務に関係する者として総会の会長が指名する秋田県及び秋田県内市町村の職員をもって構成する。

3 作業部会に部会長を置き、部会長は、作業部会の構成員のうちから互選する。

4 作業部会は、部会長が招集し、これを総理する。

5 部会長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

6 部会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

（事務局）

第6条 研究会の事務局は、秋田県企画振興部市町村課に置く。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月23日から施行する。

別 表

所 属	職 名
秋 田 市	企画財政部長
能 代 市	企画部長
横 手 市	総務企画部長
大 館 市	総務部長
男 鹿 市	総務企画部長
湯 沢 市	総務企画部長
鹿 角 市	総務部長
由利本荘市	企画調整部長
潟 上 市	総務部長
大 仙 市	企画部長
北 秋 田 市	総務部長
に か ほ 市	総務部長
仙 北 市	総務部長
小 坂 町	総務課長
上小阿仁村	総務課長
藤 里 町	総務課長
三 種 町	企画政策課長
八 峰 町	企画財政課長
五 城 目 町	まちづくり課長
八 郎 潟 町	総務課長
井 川 町	総務課長
大 潟 村	総務企画課長
美 郷 町	企画財政課長
羽 後 町	企画商工課長
東 成 瀬 村	企画商工課長
秋 田 県	企画振興部次長
〃	総務部総務課長
〃	企画振興部総合政策課長
〃	企画振興部市町村課長
〃	観光文化スポーツ部観光戦略課長
〃	健康福祉部福祉政策課長
〃	生活環境部県民生活課長
〃	農林水産部農林政策課長
〃	産業労働部産業政策課長
〃	建設部建設政策課長
〃	出納局会計課長
〃	教育庁総務課長